

町内会ではこんなことをしています

問合せ 地域協働課地域協働係

町内会とは、地域住民の親睦をはじめ、地域の課題への取り組みや困ったときの助け合いなど、快適で住みよい地域を作り上げていくために、地域に住む住民の皆さんで構成された住民組織です。

情報発信

地域で情報を共有するために、町内会の活動や地域の情報を発信しています。また、広報紙の配布や回覧板を通して市の情報も発信しています。

住民の交流

地域のつながりやコミュニケーションを深めるために、盆踊りやスポーツ大会などのさまざまなレクリエーションを行っています。

地域のきずな

きれいなまち

きれいで快適な地域をつくるため、地域の清掃や、ごみ分別ステーションの運営を行っています。

地域の安全

いざというときの災害に備えて、となり近所で助け合える環境づくりや地域での防災訓練、防犯パトロールなどの活動を行っています。

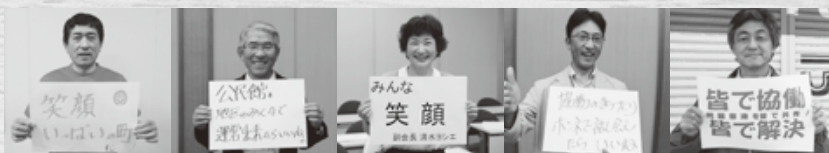


町内会に加入するには、現在お住まいの地域を担当する町内会長（連絡委員）さんにご連絡いただき、加入の手続きをお願いします。町内会に加入する場合、定められた費用（町内会費や区費）の負担をお願いします。町内会によって決まりや活動内容が異なりますので、詳しくは各町内会へお問い合わせください。



協働Café

問合せ 地域協働課地域協働係



温かい日も多くなり、すっかり春の陽気に包まれています。桜の開花と共に、新生活をスタートさせる人もたくさんいるのではないのでしょうか。

ところで、市では昨年4月に「協働のまちづくりに関する基本条例」を施行し、協働のまちづくりへの新たな一歩を踏み出したことをご存知ですか？



△基本条例策定後、シンポジウムを開催しました。

協働のまちづくりとは、防災、防犯、少子高齢化といった地域が抱える課題を、市民と行政とが一緒になって考え、将来にわたってより良い、住み続けたい市を作っていくことです。そして、この条例はまちづくりの基本的なルールとなるべく、市民の皆さんと行政とが一緒になって考え、制定しました。「協働ってどんなことだろう」という皆さんの疑問にもっとお答えしていくために、「協働のコラム」として定期的に協働のまちづくりについてお伝えしていきます。どうぞお楽しみに。

今回紹介した条例は、地域協働課の窓口や市ホームページで見ることができます。是非一度ご覧いただき、皆さんの協働のまちづくりをスタートさせましょう。

